

## 市民の声（4月分）

<b>意見 1</b>	R7. 4. 2 保育園の利用の調整に係る指数表について。 就労事由の保護者の状況において、様々な働き方や職種がある中で、何時間ではなく何日勤務したかで点数がつけられてることは非常に不平等であり、今すぐ改善願いたい。 客室乗務職や看護師、消防士など夜勤や宿泊を伴う勤務などで出勤日数は少ないものの、勤務時間が明らか在宅で時短制度で勤務してる職種の方より実労働が長いにも関わらず、指数表では日数が少ないため点数が低くつけられている。 何度も市役所の保育・幼稚園科に通い対応を依頼しているが、点数は最低点のまま。 このままでは保育園に入園できないまま、復職しなければいけない状況になります。 時代に合った方法で皆公平に点数がつけられるよう変更をお願いします。
<b>回答</b>	R7. 4. 25 保育幼稚園課 日頃より、市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。 このたびいただきましたご意見について回答いたします。 保育園の利用調整に係る指数については、市では優先順位の高いお子さんから入所できるよう「袖ヶ浦市保育の必要性の認定等に関する規則」に指数表を定め、利用調整を行っております。 また、指数表のうち就労事由については、保護者のひと月当たりの就労日数と就労時間を基に点数化しておりますが、こちらは勤務日数によって保育所の利用頻度が異なってくることを踏まえたものとしております。 ご意見にもございますとおり、夜勤や当直勤務など多様な勤務形態がございますので、就労証明書の記載内容から翌日にまたがる勤務形態が確認できる場合には、記載された日数によらず、実際の就労日数を考慮しながら指数を決定しておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。 なお、希望する保育施設によって人気が非常に集中することや、クラス年齢によって定員に空きが無い場合などがあり、希望どおり入所することができない場合がございます。 そのため、本市のホームページでは、受入可能な施設や各クラス年齢の状況を掲載しておりますので、ご参考のうえ希望の施設を増やすことについても併せてご検討くださるようお願いいたします。 このたびは、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。
<b>意見 2</b>	R7. 4. 4 日頃より、市政に携わる皆様に感謝を申し上げます。 その上で、本日は私が長年いだいております身近な市政に関する不満と不公平を感じている点を、ぜひ改善していただきたく意見と要望を送らせていただきます。  それは、ごみ収集に関する事です。

私は、可燃ゴミ収集日が、月・水・金曜日の地区に住んでおります。この地区は、約年回10回有る月曜日の振り替え休日にはゴミ収集がありません。その為に金曜日に出した後。5日後の水曜日まで無という週が年間10回程有ります。

それにひきかえ、火・木・土地区では土曜日の祝日は年に2階程です。

ゴールデンウィークのみは日数の調整が有りますが、年末・年始はまったく無く、1月1日～1月3日の収集は無しとしているため2024年度は月・水・金地区は、中6日空いての収集でした。

それにひきかえ火・木・土地区は中3日空きだけです。

この差はあまりにも不公平です。この様な状態が長年くり返えされております。年10回ある振り替え休日だけでも大変なのに・・・

このゴミ問題では、単純にそれだけの問題では無く、ゴミ置場の掃除の大変さや、不法投棄問題にも関係してきます。

今後、ゴミ収集の有り方を検討されている、という事もお聞きしています。その為に、今が最後のチャンスだと思い投稿させていただきました。

他の市町村では、可燃ゴミは週2回というところが多く有ります。私の娘の市、義母の市でもそうです。その場合、当日が祝日・休日であってもゴミ収集は有ります。

なお、プラスチックやペットボトルは別となっており、週1回の収集です。

どうぞ、他の市町村などへの視察では、ゴミ収集の方法も合わせて視察をして下さい。そして、私のようにゴミ問題で不公平を感じ、ストレスを感じる市民が少しでも減るようにご尽力をお願い致します。

袖ヶ浦市に移り住んで38年となります。この市が大好きです！

ですから、余計に残念なのです。

人口も急激に増加して、市政に携わる皆様方のご苦労は大変だいう事も承知しております。

でも、今新しく移り住んで下さった方々やこれからの市政にとって、市民が不公平を感じる事なく住み続けて行ける事が大事ではないでしょうか？

**回答**

R7.5.8 廃棄物対策課

日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。

4月2日に「市民の声」でいただいた月曜日の祝日、いわゆるハッピーマンデーのゴミ収集についてですが、\*\*様もご承知のとおり、本市では、燃せるごみにつきましては、祝日・年始を除き、月・水・金曜日と火・木・土曜日の地区に分けて、原則週3回の収集を行っております。

併せて、祝日が続く大型連休の場合には、週2回は収集を行えるように特別収集日を設けて対応しております。

現在、燃やせるゴミの収集日が月・水・金曜日の地区の方においては、ハッピーマンデー制度により、ご不便をお掛けしていることを認識しているところですが、近隣市のように収集日を週2回にすることや、全ての祝日で収集を行うこと等については、多くの市民の方々のご意見はもとより、収集事業者の人員確保や費用の面等、

	<p>様々な観点からの検討が必要であると考えております。</p> <p>今回いただきましたご意見については、今後、収集体制の見直し等を行う際の参考とさせていただきます。</p> <p>このたびは貴重なご意見ありがとうございました。</p>
<b>意見 3</b>	<p>R7. 4. 10</p> <p>高谷バイパスの歩道の排水について</p> <p>高谷バイパスの大山田のバス停付近の歩道ですが、排水されません。</p> <p>問題視している点は、子どもたちの通学です。歩道が通れないため、車道を歩かなければなりません。</p> <p>朝は特に、速度超過の乗用車、トラックが多く走っている車道です。</p> <p>子どもたちが交通事故にあつたら、悔やんでも悔やみきれません。</p> <p>早急の対応をお願いします。</p> <p>また、できることなら、ガードレールを設置していただけないか、ご検討願います。</p>
<b>回答</b>	<p>R7. 5. 21 土木管理課</p> <p>日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>ご意見をいただきました高谷バイパス歩道の排水についてですが、道路管理者である千葉県（君津土木事務所）に確認しましたところ、「要望のありました排水につきましては、側溝清掃を実施し、歩道内の水たまりを解消いたしました。今後は、側溝の堆積状況を確認し、歩道内に水たまりが発生しないよう注視してまいります。また、ガードレールの設置につきましては、現地状況を確認し、検討してまいります」との回答でございました。</p> <p>市といたしましても側溝の堆積を確認した際には、県に対して対応を依頼してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。</p>
<b>意見 4</b>	<p>R7. 4. 22</p> <p>ガウランドの水泳教室の受講日の振替回数と振替期日の撤廃を求めます。セントラルに変わってから振替回数と振替期日が決められているのですが、受講日に小学校の行事で振替が発生した場合、多くの方が同じ期間内で振替が必要となり、枠に空きがなく、振替られない弊害が生じているので改善をもとめます。撤廃ができないのなら、学校行事で参加できない場合は、振替ができなかった分の受講料の返金で対応していただきたいと思います。</p>
<b>回答</b>	<p>R7. 5. 13 健康推進課</p> <p>日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。</p> <p>令和7年4月22日に電子メール「市民の声」でいただいたガウランド水泳教室の振替回数と振替期日の内容について、回答いたします。</p> <p>ご要望のありました振替回数と振替期日につきまして、指定管理者であるセントラルスポーツ株式会社に確認いたしましたところ、欠席や振替登録ができる全国共通のキッズ教室アプリを導入しており、全国共通で振替回数や期日を定めていることから、アプリの設定を変更することはできませんが、学校行事等により振替可能な回数を超</p>

	<p>えてしまう場合や、空き枠がなく振替期間内に振替ができない場合は、ご相談いただければ可能な範囲で柔軟に対応させていただきますとの回答がございました。</p> <p>つきましては、アプリ上で振替ができない場合は、個別に対応させていただきますので、お手数ですがガウランドまでご相談くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>このたびは、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。</p>
<p><b>意見 5</b></p>	<p>R7. 4. 23</p> <p>先日、私は根形公民館のテニスコートを予約しました。予約の3日前にインフルエンザに感染し熱がでたため、予約のキャンセルの電話を根形公民館にしました。当然、予約の振替できるものと考えておりましたが、担当の管理人の方からは自己都合（病気でも）の場合には7日前までに連絡がないと振替または使用料の返還は出来ないと言われ、啞然とした次第です。どうして出来ないのか尋ねたところ、システムがそうなっているからと言われました。システム上そうなっているからでは回答になっていないと思い、どうゆうことですか、とさらに尋ねたところ、市の担当者が代わって「社会体育施設設置及び管理」の施行規則12条に規定されていると説明がありました。それではその条文を見せてくださいと言ったところ、開示請求しなければ見せることは出来ないとのことでした。大変憤り感じた次第です。</p> <p>まず、市は市民の生命及び財産を守ることが役割としてあると思いますが、予約の3日前に病気で連絡し、テニスができない状況にもかかわらず、使用料を没収する行為については納得がいきません。なぜ、このような行為が許されるのか説明を求めます。</p> <p>次に、市が没収するに際し、市として説明責任があると思いますが、それを開示請求しなければ見せられないというのは説明責任を果たしていないと思いますが、見解をお聞かせください。また、そもそも条例や規則は開示請求の対象でしょうか。</p> <p>最後に今回の市の対応が規則に合致して妥当な行為であるならば、必ず許可証にその旨記載してください。</p>
<p><b>回答</b></p>	<p>R7. 6. 5 根形交流センター、一スポーツ振興課</p> <p>今回、ご提言いただきました内容について、回答いたします。</p> <p>このたびは、根形交流センター職員の対応により、ご不快な思いをおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。いただきましたご意見を踏まえ、改めて職員への指導を徹底し、市民の皆様からのお問い合わせには、ご意見やご要望を適切に受け止め、丁寧な対応に努めてまいります。</p> <p>また、条例及び規則については、公開している情報であり、お電話でのご案内のとおり、市のホームページからも閲覧いただけますので、情報開示にかかる特別な手続きは不要でございます。</p> <p>次に、使用料の不還付につきましては、袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例第17条では、既に納入された使用料は還付しないと規定しております。</p> <p>ただし、許可利用者の責めに帰することができない事由等がある場合は、袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第12条第1項第1号に基づき、</p>

災害その他利用者の責めによらない理由により利用できなかったときは全額、第2号に基づき、利用者が利用期日の7日前までに利用の取消しを申し出たときは半額を還付しております。

今回、病気により利用の3日前に取消しのご連絡をいただきましたが、許可利用者の責めに帰することができない事由等に該当しないため、還付はできかねますのでご理解くださるようお願い申し上げます。

最後に、許可書への根拠となる条例等の記載につきましては、備考欄に記載するとともに、市ホームページに掲載いたします。

この度は貴重なご提言をいただき、誠にありがとうございました。

市ホームページ掲載ページ「交流センターの利用について」

<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/shimin-kyoudou/kouryucenter-riyou.html>

袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（使用料の不還付）

第17条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、許可利用者の責めに帰することができない事由その他相当の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

（使用料の不還付）

第12条 条例第17条ただし書の規定による使用料の還付は、次に定めるところによる。

- (1) 災害その他利用者の責めによらない理由により利用できなかったとき。 全額
- (2) 利用者が、利用期日の7日前までに利用の取消しを申し出たとき。 半額